

パブリックコメント概要説明書

【松田町上水道事業及び寄簡易水道事業に係る水道料金改定（素案）】 についてのご意見を募集します。

1. 施策等の趣旨・目的・背景

松田町の町営水道は、松田地区の上水道事業から始まり、大正13年の創設以来、約100年にわたり、皆さまに安全で安心かつ、良質な水源からなる美味しい水道水を供給するため、水道事業を運営してきました。

寄地区については、複数の小規模な簡易水道事業の統合を経て、平成11年に現在の町営寄簡易水道事業となり、上水道事業とあわせて2つの水道事業が存在しています。

水道事業は地方公営企業法による独立採算制を原則としているため、事業費用は税金ではなく、水道料金収入等で賄うこととされています。

これまで本町の水道料金は、業務の効率化や諸経費の削減に努め、約30年にわたり据え置いてきましたが、昨今の人口減少や節水器具の普及、電気代などの物価高騰の影響もあり、水を供給して得る収入に対し、水を供給するために必要な支出とのバランスが崩れ、令和6年度の事業収支は赤字となりました。

さらに、昨今頻発する自然災害に対する施設耐震化や、更新時期を迎えるある施設の更新工事等に係る費用の増加にも対応していかなければならない状況でもあることから、令和7年度に入り、水道事業運営審議会を全6回開催し、慎重なる審議を重ねていただきたところ、水利用者へ安全で安心な水を持続的に提供していくために水道料金の改定（値上げ）が必要であるとの結論に至りました。

そこで、この度、水道料金の改定（値上げ）にあたり、町民の皆さまからのご意見を募集いたします。

お寄せいただいたご意見については、後日、町公式サイト等により、ご意見の内容とそれに対する考え方などを公表いたします。

2. 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月3日（火）

3. 資料の閲覧・配布場所

上記募集期間中、次の場所において資料を閲覧することができます。

- ・役場庁舎1階 環境上下水道課、寄出張所、町生涯学習センター、ほっとテラス
松田（町健康福祉センター）

なお、町公式サイトからも閲覧することができます。



4. 提出方法

水道料金の改定（素案）に対するご意見と住所、氏名、電話番号を書面にご記入の上、令和8年3月3日（火）必着までに、直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で環境上下水道課へご提出ください。なお、募集期間外に提出されたご意見は受け付けいたしませんのでご了承ください。

※書面の様式は問いませんが、参考様式がありますのでご利用ください。

※書面により提出が困難な方は、お問い合わせ先までご相談ください。

5. 提出先

1. 提出先、問合せ 松田町環境上下水道課上下水道係 TEL0465-83-1227
2. 提出方法 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ①郵便 〒258-8585 松田町松田惣領 2037
松田町役場 環境上下水道課上下水道係 行
 - ②ファクシミリ 0465-83-5031 松田町役場 環境上下水道課宛て
 - ③電子メール (送信アドレス) pubcome-a@town.matsuda.kanagawa.jp
 - ④直接持参 松田町環境上下水道課上下水道係

6. お問い合わせ先

松田町役場 環境上下水道課 0465-83-1227

7. ご意見をいただきたい主なポイント

☆上水道（松田地区）と寄簡易水道（寄地区）の2つの会計をそれぞれ試算すると、上水道で35%、寄簡易水道で145%の増額が必要となる結果でした。ただし、同じ町民の間で地域による金額の格差が生じないようにすることが望ましい、とのご意見もあるため、個別の試算ではなく将来的な会計統合を見据え、家事用に係る料金を同水準に維持した算定とした場合、上水道及び寄簡易水道を一律50%増額することにより、安全で安心な水の提供が可能となる試算となっています。

そのほか、松田町上水道事業及び寄簡易水道事業に係る水道料金改定（素案）に係る「パブリックコメント資料」及び、「概要資料」をご確認いただき、ご意見をお願いします。資料に掲載されている内容以外にも考慮するべき内容など、ご自由にご記入下さい。